

決定(変更)箇所別概要表

対図 番号	決定(変更) 箇所名	決—定 (変 更) 内 容				決定 (変更) 面積 (ha)	現況及び決定(変更)理由	関連する 措置
		現 在		決—定 (変 更)				
		種 類	用途地域	種 類	用途地域			
変更 地区①	石狩湾 新港地区	第一種特別業務地区	準工	機械金属・流通関連 特別業務地区	準工	261.8	特別業務地区の全体見直しに伴い、現況の第一種特別業務地区の名称を機械金属・流通関連特別業務地区へ変更する。	
変更 地区②	石狩湾 新港地区	第二種特別業務地区 第三種特別業務地区	準工	情報技術関連 特別業務地区	準工	70.1	石狩湾新港地域土地利用計画の改訂案より、再生可能エネルギーを活用したIT企業やデータセンター等の集積を図るため、現況の第二種及び第三種特別用途地区の一部区域を編入し、情報技術関連特別業務地区とする。	
変更 地区③	石狩湾 新港地区	第三種特別業務地区 第四種特別業務地区	準工	複合交流機能 特別業務地区	準工	79.0	石狩湾新港地域土地利用計画の改訂案より、新港地域の就業者の福利厚生、レクリエーション機能や、道央圏域の来客者と地元市民・就業者の広域的な交流の場となる複合的な機能の配置を図るため、現況の第三種の一部区域及び第四種特別業務地区を編入し、複合交流機能特別業務地区とする。	

※対図番号、変更箇所名は区域区分による。